



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課（室）名

- ・漁業災害補償法に基づく特定第1号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
- ・道路の区域変更（3件）
- ・道路の供用開始

水 産 経 営 課

〃

道 路 維 持 課

〃

◎ 公 告

- ・令和6年度前期技能検定試験の実施
- ・令和6年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施
- ・県営土地改良事業計画の決定
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧
- ・二級建築士試験の実施
- ・木造建築士試験の実施

雇 用 労 働 政 策 課

〃

農 村 整 備 課

砂 防 課

建 築 課

〃

告 示

長崎県告示第99号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区に係る同意については、同条第1項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項の規定により、公示する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区 の 名 称	加 入 区 の 区 域
あわび峰町東部加入区	対共第9号漁業権の漁場の区域

長崎県告示第100号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分

郷ノ浦町加入区	郷ノ浦町郷ノ浦及び本村の区域の小型合併漁業
厳原町加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市八千代町1番地先から 長崎市大黒町10番2地先まで	前	34.4～87.3	307.8	
	後	35.4～90.3	307.8	

長崎県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保世知原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市知見寺町988番19地先から 佐世保市世知原町上野原1313番2地先まで	前A	5.2～27.6	3,730.0	
	前B	8.2～51.5	1,918.0	
	後B	8.2～51.5	1,918.0	

長崎県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市調川町平尾免字水タリ333番3地先から 松浦市調川町平尾免字水タリ328番2地先まで	前	23.2～25.8	3.8	
	後	23.2～54.0	3.8	

長崎県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	佐世保市田原町93番14地先から 佐世保市田原町101番1地先まで	令和6年3月1日

公 告**令和6年度前期技能検定試験の実施（公告）**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種**(1) 1級及び2級**

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（真空成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、建築大工

(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(金属塗装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(3) 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカース工事作業)、塗料調色(調色作業)

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 手数料 18,200円

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が2級又は3級を受検する場合は9,200円

(イ) 職業高校等の在学生在が3級を受検する場合は12,100円

(ウ) (イ)のうち、実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者が受検する場合は3,100円

※ (ア)及び(ウ)の手数料減免の対象者は、日本国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に規定する永住者等に限る。

イ 実施期日

令和6年6月6日(木)から令和6年9月8日(日)までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日(ただし、金属熱処理を除く3級職種にあっては、8月11日(日)までの間、造園、とび職種にあっては、暑熱対応のため、令和6年9月9日(月)から11月13日(水)までのうち長崎県職業能力開発協会が指定する日に延期する場合があります。)

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

エ 問題の公表

実技試験の問題は、令和6年5月30日(木)に長崎県職業能力開発協会にて公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 日
(ア) 3級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装、フラワー装飾	令和6年7月14日(日)
(ア) 1級及び2級 造園、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装 (イ) 3級 金属熱処理	令和6年8月18日(日)
(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作	令和6年8月25日(日)
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (イ) 単一等級 路面標示施工、塗料調色	令和6年9月1日(日)

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、在職証明書、保険証等の写し等）を含む。）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

(3) 受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月16日（火）まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、長崎県職業能力開発協会及び長崎県雇用労働政策課で交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

- イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること（試験の免除を受けようとするときにあっては、その資格を証する書面を同封すること。）。

なお、郵送する申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定試験職種以外の職種についても受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除の資格がある場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の通知

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が令和6年8月30日（金）付け（金属熱処理を除く3級職種のみ）、令和6年10月4日（金）付け及び造園、とび職種にあっては、延期した場合、令和6年11月28日（木）までの間で長崎県知事が指定する日で書面によりその旨を通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和6年8月30日（金）（金属熱処理を除く3級職種のみ）、令和6年10月4日（金）及び造園、とび職種にあっては、延期した場合、令和6年11月28日（木）までの間で長崎県知事が指定する日に長崎県職業能力開発協会にて掲示するとともに、長崎県雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/>）に掲載する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を交付し、2級及び3級の技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

令和6年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度技能検定試験（随時2級、随時3級及び基礎級）の実施について次のとおり公示する。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 実施職種

(1) 随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(2) 随時3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（機械板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 試験の方法

上記の職種について実技試験及び学科試験を実施

3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所

- (1) 実技試験
 - ア 手数料 18,200円
 - イ 実施期日
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
 - エ 問題の公表
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。
- (2) 学科試験
 - ア 手数料 3,100円
 - イ 実施期日
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
 - ウ 実施場所
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類
技能検定受検申請書
 - (2) 提出先
長崎県職業能力開発協会
〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）
電話 095-894-9971
 - (3) 受付期間
随時
 - (4) 受検申請に関する注意
 - ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で交付する。
なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- 5 手数料の納付方法
実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。
なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。
- 6 合格者の通知
 - (1) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。
 - (2) 技能検定合格証書等の交付
技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。
このほか、厚生労働大臣から、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農

業用ため池緊急整備事業）佐尾地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
佐尾地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和6年3月1日から令和6年3月21日まで
- 3 縦覧場所
平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和6年3月5日から令和6年3月18日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所河川課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
(1) 佐世保市瀬戸越2丁目、瀬戸越4丁目、椎木町、日野町、長坂町
急傾斜地の崩壊及び地すべり
- 4 意見書の提出
(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。
(4) 提出先
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
県北振興局建設部砂防防災課

二級建築士試験の実施（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

※沓岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市で受験することができる。

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所 (所在地)
令和6年7月7日 (日)	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター (長崎市茂里町3-24)
令和6年9月15日 (日)	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター (長崎市茂里町3-24)

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和6年4月1日 (月) 午前10時から令和6年4月15日 (月) 午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター (以下「センター」という。) のホームページ (<https://www.jaiec.or.jp/> 以下同様。) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合 (身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等) には、令和6年4月8日 (月) までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験 (他の都道府県知事が行ったものを含む。) の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。) については、原則として、「学科の試験」の受験票は令和6年6月21日 (金) 頃から、「設計製図の試験」の受験票は令和6年8月26日 (月) 頃から、受験有資格者にマイページ (※) において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票は令和6年6月21日 (金) 頃から、「設計製図の試験」の受験票は令和6年8月26日 (月) 頃から受験有資格者に発送する。

5 合格者の発表、合否の通知及び合否判定基準の公表

令和6年12月5日 (木) (予定)。なお、「学科の試験」については、令和6年8月26日 (月) (予定)。

合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」を通知する。合格者の受験番号をセンターのホームページにおいて公表する。また、合格者の発表の際、知事の決定した合否判定基準をセンターのホームページにおいて公表する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日 (水) 頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンターに申し出ること。

木造建築士試験の実施 (公告)

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第13条の規定により、令和6年木造建築士試験を次のとおり実施する。

また、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により長崎県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験の日時及び場所

※杓岐・対馬地区の受験者で希望する者は、福岡市で受験することができる。

試 験 日	科 目	時 間	試 験 場 所 (所在地)
令和6年7月28日 (日)	学科	午前10時10分から 午後5時20分まで	長崎県総合福祉センター (長崎市茂里町3-24)
令和6年10月13日 (日)	設計製図	午前11時から 午後4時まで	長崎県総合福祉センター (長崎市茂里町3-24)

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏リ
ン
弥ト

2 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和6年4月1日 (月) 午前10時から令和6年4月15日 (月) 午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター (以下「センター」という。) のホームページ (<https://www.jaiec.or.jp/> 以下同様。) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合 (身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等) には、令和6年4月8日 (月) までにセンター本部に申し出ること。

3 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和5年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年のいずれかの年の試験 (他の都道府県知事が行ったものを含む。) の受験番号を入力して行うこと。

4 受験票の交付等

受験票 (受験番号、試験場等を明記したもの。以下同様。) については、原則として、「学科の試験」の受験票は令和6年6月21日 (金) 頃から、「設計製図の試験」の受験票は令和6年9月26日 (木) 頃から、受験有資格者にマイページ (※) において交付する。(※インターネットによる受付において受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ)

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票は令和6年6月21日 (金) 頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和6年9月26日 (木) 頃から受験有資格者に発送する。

5 合格者の発表、可否の通知及び可否判定基準の公表

令和6年12月5日 (木) (予定)。なお、「学科の試験」については、令和6年8月26日 (月) (予定)。

合格者には「合格した旨」を、不合格者には「不合格の旨及び成績」を通知する。合格者の受験番号をセンターのホームページにおいて公表する。また、合格者の発表の際、知事の決定した可否判定基準をセンターのホームページにおいて公表する。

6 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和6年6月12日 (水) 頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨をセンターに申し出ること。